

国際交流ネットワーク佐久規約

(目的及び名称)

第 1 条 地域において様々な国際交流・支援活動を行なっている団体が、相互の情報交換・連携をすることで地域の一層の国際化を担うことを期待し、「国際交流ネットワーク佐久(以下「ネットワーク」という。)」を設置する。

(登録)

第 2 条 市は、申請があったときには審査の上当該団体をネットワークに登録する。
2 前項の申請は、国際交流ネットワーク佐久参加登録申請書(様式第 1 号)により行うものとする。
3 ネットワークに登録されている団体は、加入意思がなくなった場合または登録事項に変更が生じた場合は、国際交流ネットワーク佐久変更申請書(様式第 2 号)により速やかに市へその旨を申し出るものとする。

(登録内容の公開)

第 3 条 登録内容は、協議の上公開し、広く市民の便益に供与する。

(登録の抹消)

第 4 条 市は、ネットワークに登録されている団体が次号のいずれかに該当すると認められた場合には、当該団体に協議することなく登録を抹消することができる。ただし、該当項目が解消された場合には再登録することができる。

- (1) 団体の消滅が確認された場合
- (2) 団体との連絡が不能な場合
- (3) 団体がネットワークに登録されていることが不適合であると認めた場合
- (4) 団体に加入意思がなくなった場合

(会議)

第 5 条 市は、必要に応じ、またネットワークに登録されている団体等の要請に応じ、会議を招集する。

(事務局)

第 6 条 ネットワークの事務局は、佐久市役所国際交流事業所管課に置く。

(その他)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成 24 年 2 月 2 日から施行する。